

○南伊豆地域清掃施設組合個人情報保護に関する法律施行条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第25号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「南伊豆地域清掃施設組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第25号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(運用状況の公表)

第5条 管理者は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。